

令和5年度

第1回船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会

次 第

日時：令和6年1月24日

午前10時から

場所：市役所602会議室

開会

委員紹介及び委嘱状交付

会長挨拶

副会長選出

議題

- 1 児童生徒を取り巻く犯罪等の現状について
- 2 令和5年度の不審者情報について
- 3 その他

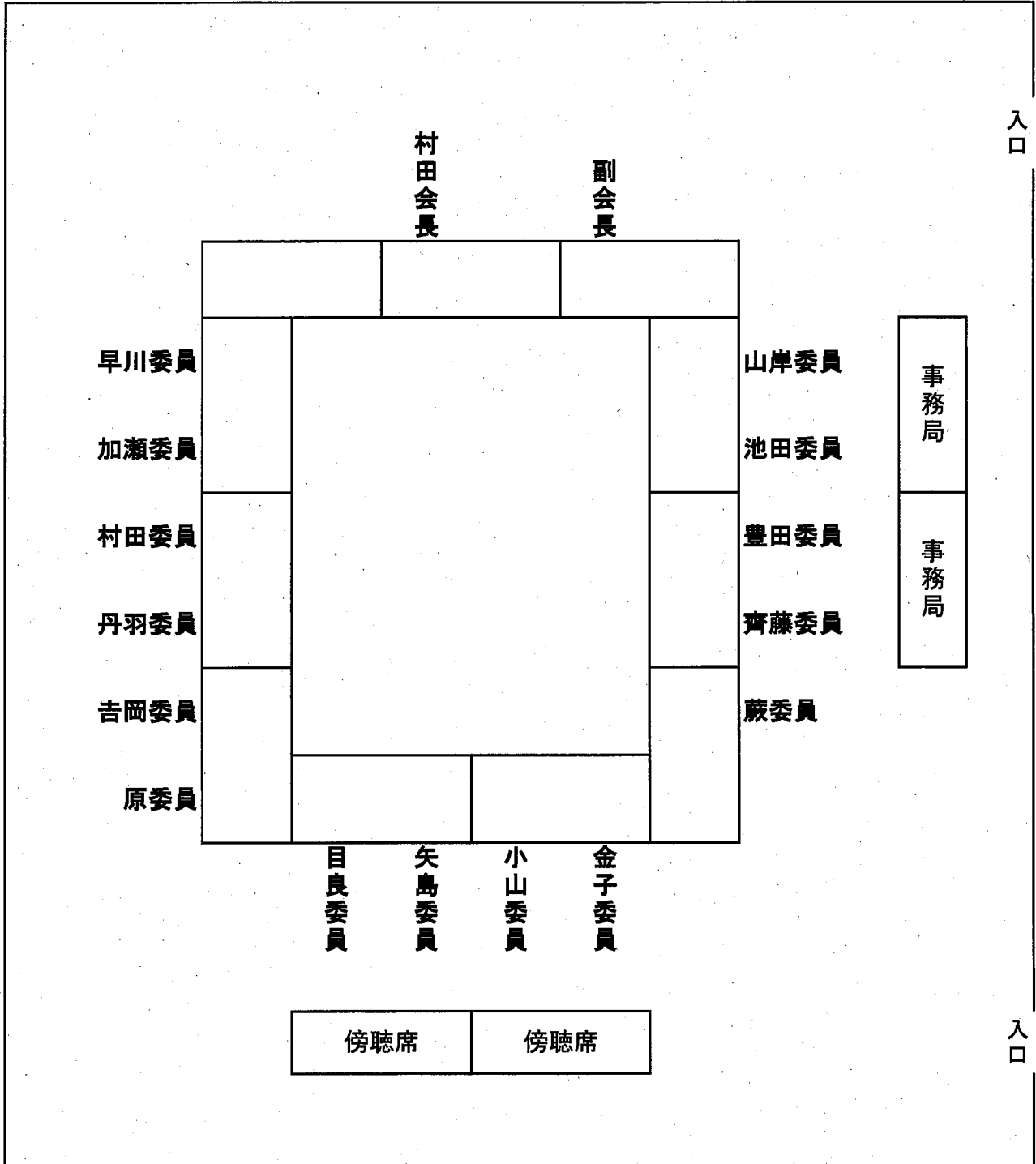
閉会

船橋市教育委員会 学校教育部 保健体育課
児童・生徒防犯安全対策室

令和5年度 第1回船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会

席次表

令和6年1月24日(水)10:00～ 602会議室



船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会（令和5年6月19日現在）

番号	役職	委員名※	ふりがな	職名
1	会長	村田 真二	むらた しんじ	教育委員会教育次長
2	委員	早川 淑男	はやかわ よしお	船橋市自治会連合協議会代表
3	委員	加瀬 武正	かせ たけまさ	船橋市自治会連合協議会代表
4	委員	村田 佐江子	むらた さえこ	船橋市自治会連合協議会代表
5	委員	丹羽 浩道	にわ ひろみち	船橋市青少年の環境を良くする市民の会代表
6	委員	吉岡 洋一	よしおか よういち	船橋市PTA連合会代表
7	委員	原 綾子	はら あやこ	船橋市PTA連合会代表
8	委員	目良 昭光	めら あきみつ	船橋市小学校長会代表
9	委員	矢島 利明	やじま としあき	船橋市中学校長会代表
10	委員	小山 毅	こやま たけし	船橋警察署生活安全課長
11	委員	金子 雄介	かねこ ゆうすけ	船橋東警察署生活安全課長
12	委員	藤 孝之	わらび たかゆき	市民生活部市民安全推進課長
13	委員	齊藤 正宏	さいとう まさひろ	こども家庭部地域子育て支援課長
14	委員	豊田 道昭	とよだ みちあき	こども家庭部こども家庭支援課長
15	委員	池田 直樹	いけだ なおき	教育委員会生涯学習部青少年課長
16	委員	山岸 秀規	やまぎし ひでき	教育委員会生涯学習部青少年センター所長

※敬称略

船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童生徒に対する防犯対策を推進するための協議並びに関係団体への周知及び協力を図ることにより、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進し、子供たちの安全な生活環境を確保するため、船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、児童生徒に関する次に掲げる事項を協議する。

- (1) 保護者、学校、市民及び事業者の防犯意識の高揚に関すること。
- (2) 保護者、学校、市民及び事業者の防犯活動に関すること。
- (3) 防犯に関する情報の収集や提供に関すること。
- (4) 防犯関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員で組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者の中から船橋市教育委員会教育長が委嘱し、又は任命するものとする。
- 3 必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外の委員を協議会に追加することができる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、委嘱又は任命当時の職を離れたときは、それぞれ解任されるものとする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、船橋市教育委員会教育次長とする。
- 3 副会長は委員の互選により定める。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

(委員の責務)

第6条 委員は、その所属する団体に対し、会議の内容を伝えるとともに、会議で協議した事項について、必要により周知と協力を要請するものとする。

(災害補償)

第7条 協議会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(会議の公開等)

第8条 協議会の会議は公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、協議会の議事が船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第26条各号のいずれかに該当する場合は、会議の非公開を決定することができる。

(傍聴人の定員)

第9条 傍聴人の定員は会長が定め、事前に公表するものとする。

(傍聴の手続)

第10条 協議会の会議を傍聴しようとする者は、会議当日、傍聴券（別記様式）の交付を受け、係員の指示に従い指定の傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴の申込みの受付時間は、会議の開会時刻の30分前から10分前までとする。

3 傍聴の申込者の数が前条に規定する定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

4 傍聴人は、退場する際に傍聴券を係員に返還しなければならない。

(傍聴することができない者)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 体調が優れないと認められる者

(4) その他会長が傍聴することを不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第12条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (4) 発言し、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 携帯電話等は、電源を切り、又はマナーモードにし、通話しないこと。
- (6) 会議場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに離席しないこと。会議の途中でやむを得ず退出するときは、係員にその旨伝えること。
- (8) 会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (9) その他会議運営に支障となる行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人が前条の規定に違反したときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第14条 傍聴人は、会長が第9条第2項に規定する会議の非公開を決定し、又は前条の規定により退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(会議録)

第15条 船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第8条に規定する会議録は、会議終了後速やかに作成し、閲覧に供するものとする。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、学校教育部保健体育課児童・生徒防犯安全対策室において処理する。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会構成委員

	団体等の名称	役職等
1	(会長) 教育次長	教育次長
2	船橋市自治会連合協議会	代表
3	船橋市自治会連合協議会	〃
4	船橋市自治会連合協議会	〃
5	青少年の環境を良くする市民の会	代表
6	船橋市 PTA 連合会	代表
7	船橋市 PTA 連合会	〃
8	船橋市小学校長会	代表
9	船橋市中学校長会	代表
10	船橋警察署生活安全課	課長
11	船橋東警察署生活安全課	課長
12	船橋市市民生活部市民安全推進課	課長
13	船橋市こども家庭部地域子育て支援課	課長
14	船橋市こども家庭部こども家庭支援課	課長
15	船橋市教育委員会生涯学習部青少年課	課長
16	船橋市教育委員会生涯学習部青少年センター	所長

別記様式

(表)

番号
傍聴券
◇ 本券は、交付当日限り有効です。
◇ 傍聴を終え退場するときは、本券を係員にお返してください。
◇ 裏面の遵守事項を守ってください。
船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会

(裏)

遵守事項
1 傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
2 傍聴席では、次の事項を守ってください。
(1) 静粛に傍聴すること。
(2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。
(3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
(4) 発言し、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
(5) 携帯電話等は、電源を切り、又はマナーモードにし、通話しないこと。
(6) 会議場において飲食又は喫煙をしないこと。
(7) みだりに離席しないこと。会議の途中でやむを得ず退出するときは、係員にその旨伝えること。
(8) 会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
(9) その他会議運営に支障となる行為をしないこと。

令和5年度 不審者情報一覧表

資料作成時点

R5. 12. 31

発生状況							被害者 /			発生内容
集計番号	発生年月日	時(台)	場所	町名	行政ブロック	地区コミュニティ	学校区分	性別	ほか人数	被害区分
1	4月13日(木)	15	路上	南本町	南部地区	海神地区	小	女		つきまとい
2	4月18日(火)	16	路上	馬込西	西部地区	法典地区	小	女		露出
3	4月19日(水)	15	その他	藤原	西部地区	法典地区	小	女		声掛け
4	4月20日(木)	20	その他	西船	西部地区	葛飾地区	中	男		暴力・恐喝
5	4月24日(月)	13	路上	二宮	東部地区	二宮、飯山、満地区	小	女		声掛け
6	4月22日(土)	13	公園	前貝塚町	西部地区	塚田地区	小	女	4	露出
7	4月27日(木)	6	路上	丸山	西部地区	法典地区	中	女	1	その他 (水をかけられる)
8	4月27日(木)	18	路上	松が丘	北部地区	松が丘地区	小	女		つきまとい
9	5月9日(火)	9	路上	薬円台	東部地区	薬円台地区	中	女		痴漢
10	5月12日(金)	6	路上	丸山	西部地区	法典地区	中	女		つきまとい
11	5月16日(火)	16	路上	前原西	東部地区	前原地区	小	女		つきまとい

令和5年度 不審者情報一覧表

資料作成時点

R5. 12. 31

発生状況							被害者			発生内容
集計番号	発生年月日	時(台)	場所	町名	行政ブロック	地区コミュニティ	学校区分	性別	ほか人数	被害区分
12	5月16日(火)	16	公園	浜町	南部地区	湊町地区	中	女	3	露出
13	5月12日(金)	16	路上	山野町	西部地区	葛飾地区	小	女	2	つきまとい
14	5月22日(月)	7	路上	前原西	東部地区	前原地区	小	男		声掛け
15	5月31日(水)	15	路上	飯山満町	東部地区	二宮・飯山満地区	中	女		声掛け
16	6月1日(木)	7	路上	北本町	西部地区	塚田地区	小	女		声掛け
17	6月5日(月)	20	公園	前貝塚町	西部地区	塚田地区	中	女		声掛け
18	6月6日(火)	18	路上	前貝塚町	西部地区	塚田地区	中	女	1	露出
19	6月7日(水)	8	その他	浜町	南部地区	湊町地区	中	女	3	その他 (無断撮影)
20	7月3日(月)	14	駐車場	前原西	東部地区	前原地区	小	女	2	声掛け
21	7月2日(日)	15	公園	三山	東部地区	三山・田野井地区	小	女	2	露出
22	6月29日(木)	18	路上	滝台	東部地区	二宮・飯山満地区	中	女		声掛け

令和5年度 不審者情報一覧表

資料作成時点

R5.12.31

発生状況							被害者			発生内容
集計番号	発生日月日	時(台)	場所	町名	行政ブロック	地区コミュニティ	学校区分	性別	ほか人数	被害区分
23	7月7日(金)	14	路上	前貝塚町	西部地区	塚田地区	小	男		つきまとい
24	7月5日(水)	15	路上	宮本	南部地区	宮本地区	小	男		声掛け
25	7月19日(水)	18	路上	夏見台	中部地区	夏見地区	小	女		声掛け
26	8月23日(水)	11	路上	前原西	東部地区	前原地区	小	女		つきまとい
27	8月28日(月)	16	その他	前原東	東部地区	前原地区	小	女	1	露出
28	9月14日(木)	15	路上	駿河台	南部地区	宮本地区	小	男	4	その他(無断撮影)
29	9月21日(木)	7	路上	藤原	西部地区	法典地区	小	男	1	暴力・恐喝
30	9月29日(金)	17	公園	習志野台	東部地区	習志野台地区	小	女	3	その他(無断撮影)
31	10月4日(水)	13	路上	習志野台	東部地区	習志野台地区	小	男	1	声掛け
32	10月7日(土)	13	その他	飯山満町	東部地区	二宮・飯山満地区	小	男	1	声掛け

令和5年度 不審者情報一覧表

資料作成時点

R5. 12. 31

発生状況							被害者			発生内容
集計番号	発生日月日	時(台)	場所	町名	行政ブロック	地区コミュニティ	学校区分	性別	ほか人数	被害区分
33	10月16日(月)	7	路上	前原東	東部地区	前原地区	小	女	1	痴漢
34	10月18日(水)	16	公園	南本町	南部地区	海神地区	小	女	1	露出
35	10月17日(火)	18	路上	山手	西部地区	塚田地区	小	男	3	暴力・恐喝
36	10月19日(木)	14	路上	湊町	南部地区	湊町地区	小	女		露出
37	10月23日(月)	15	路上	南本町	南部地区	海神地区	小	女	1	その他(凝視)
38	10月24日(火)	16	路上	坪井東	北部地区	坪井地区	小	男		その他(無断撮影)
39	10月26日(木)	8	路上	習志野台	東部地区	習志野台地区	小	男	2	声掛け
40	10月29日(日)	15	公園	高根町	中部地区	高根・金杉地区	小	女	2	声掛け
41	11月9日(木)	14	路上	坪井東	北部地区	坪井地区	小	女	1	声掛け
42	11月21日(火)	16	公園	坪井町	北部地区	坪井地区	中	女		声掛け
43	11月28日(火)	16	公園	坪井町	北部地区	坪井地区	中	女		声掛け

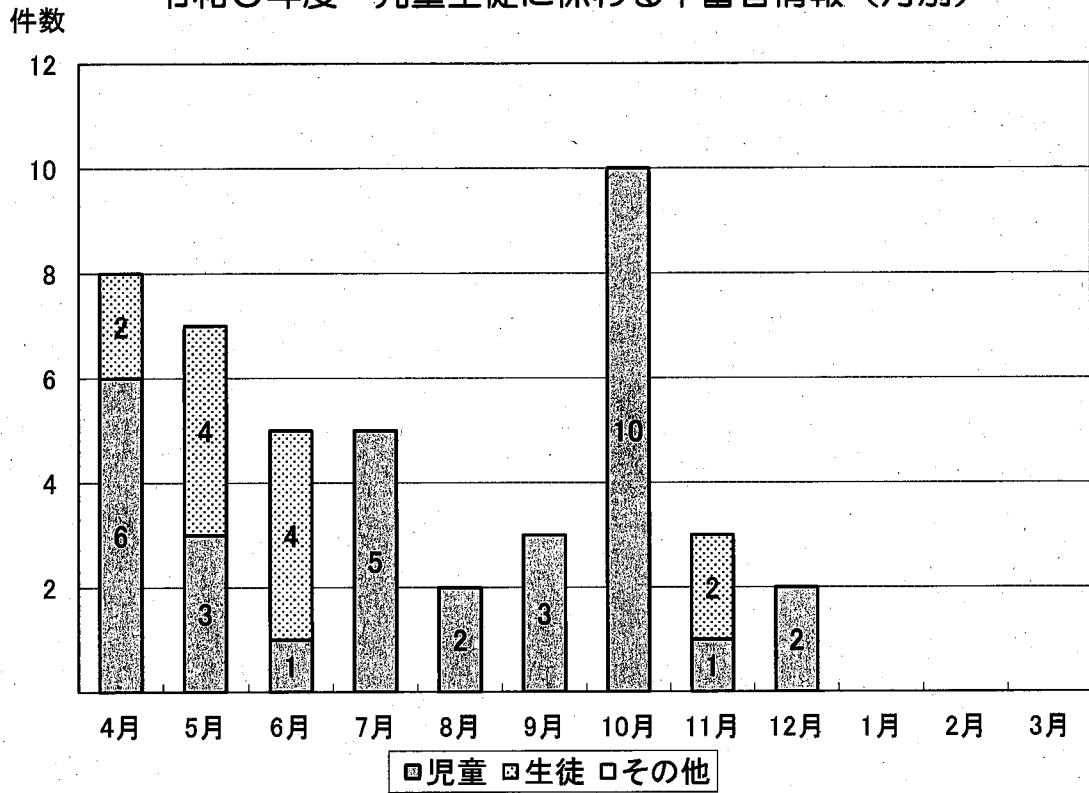
令和5年度 不審者情報一覧表

資料作成時点

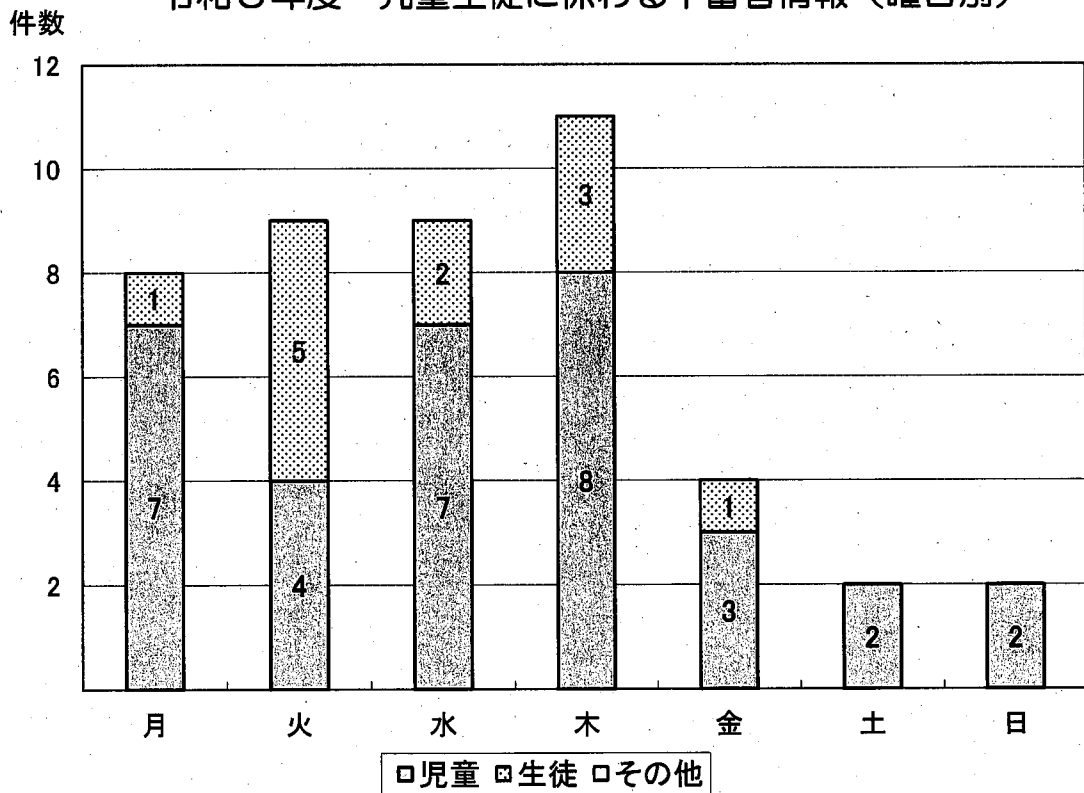
R5. 12. 31

発生状況							被害者			発生内容
集計番号	発生年月日	時(台)	場所	町名	行政ブロック	地区コミュニティ	学校区分	性別	ほか人数	被害区分
44	12月4日(月)	16	路上	上山町	西部地区	法典地区	小	女		声掛け
45	12月13日(水)	16	その他	高根台	中部地区	高根台地区	小	女		露出

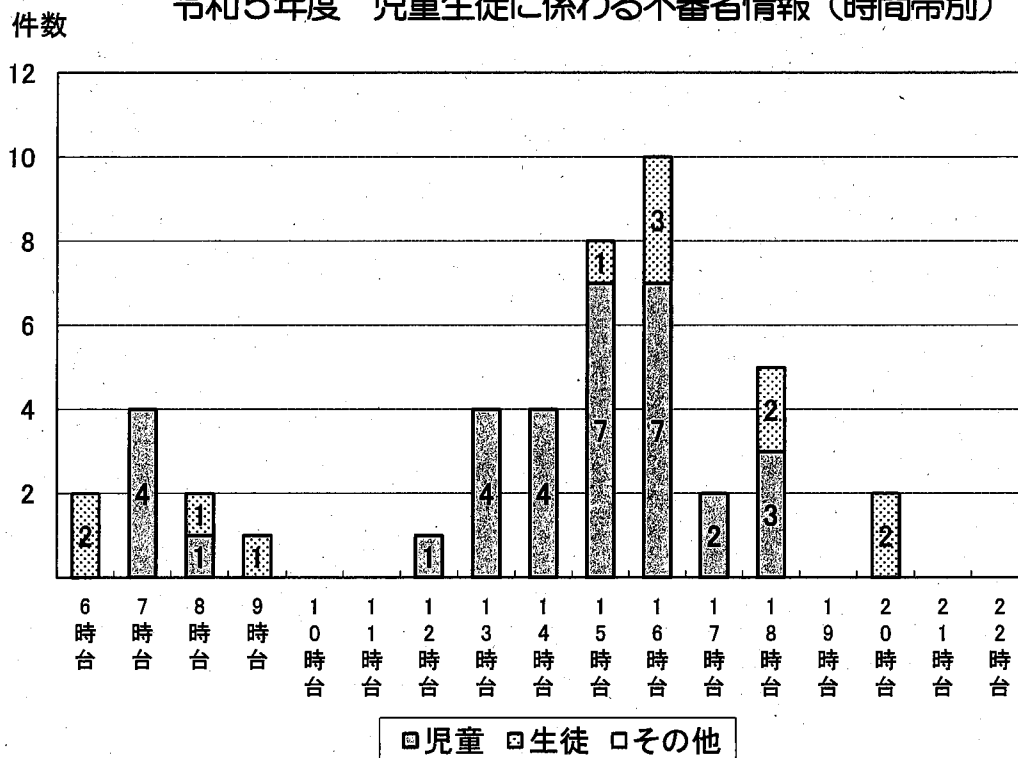
令和5年度 児童生徒に係わる不審者情報（月別）



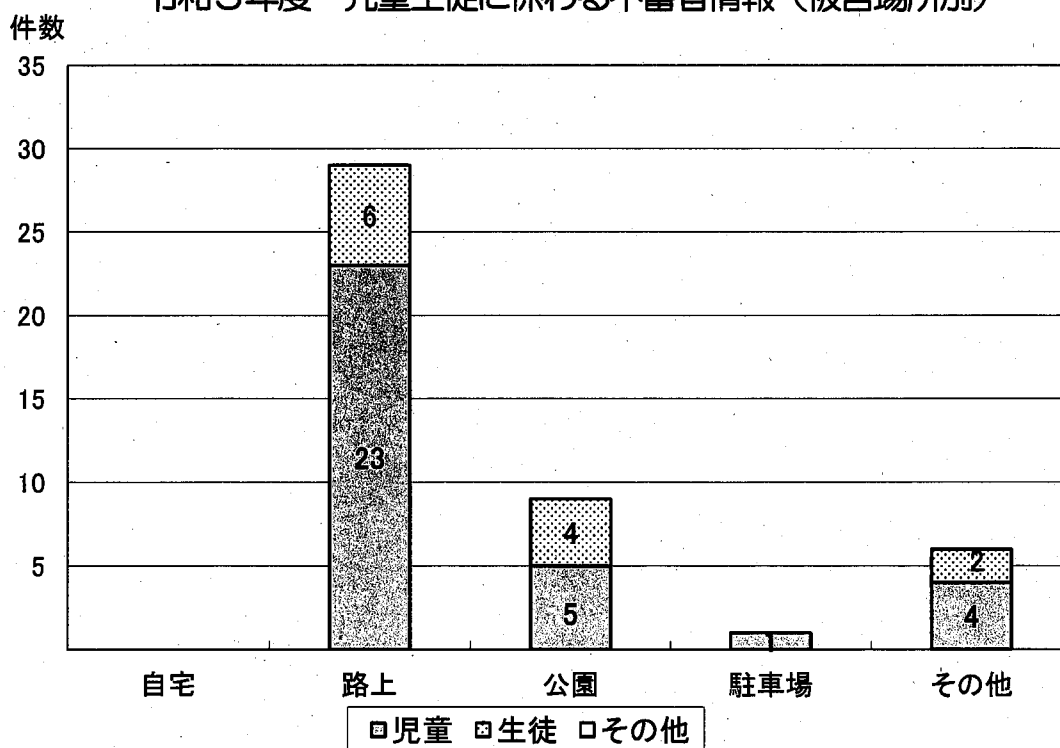
令和5年度 児童生徒に係わる不審者情報（曜日別）



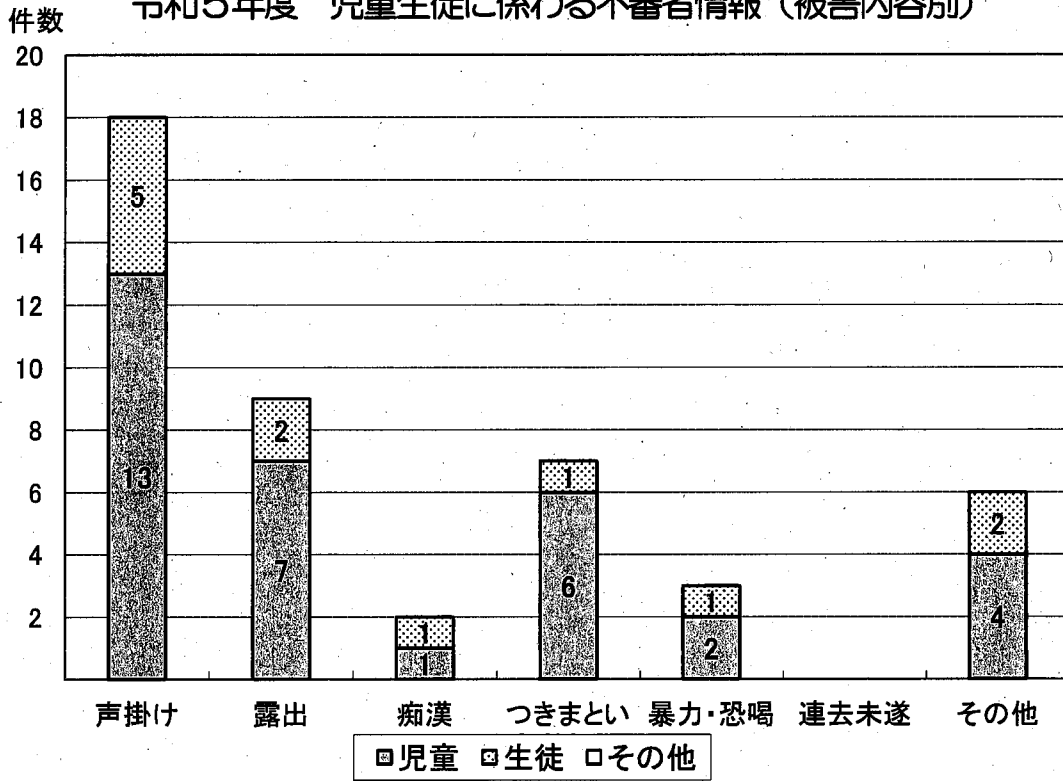
令和5年度 児童生徒に係わる不審者情報（時間帯別）



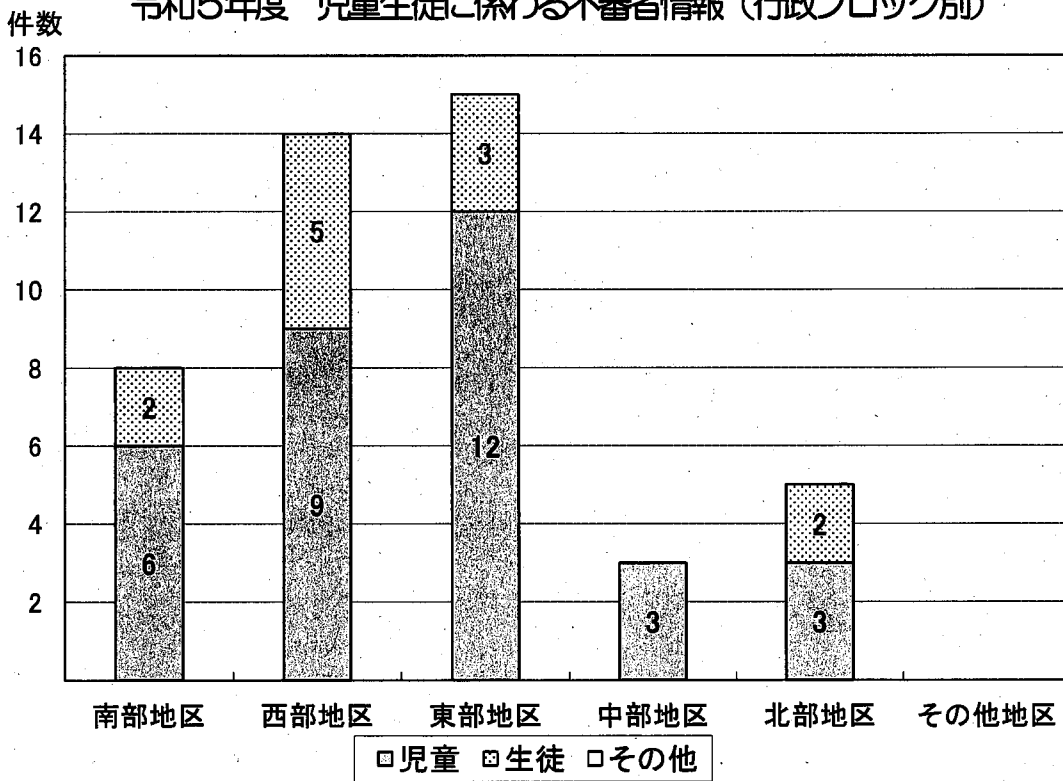
令和5年度 児童生徒に係わる不審者情報（被害場所別）



令和5年度 児童生徒に係わる不審者情報（被害内容別）

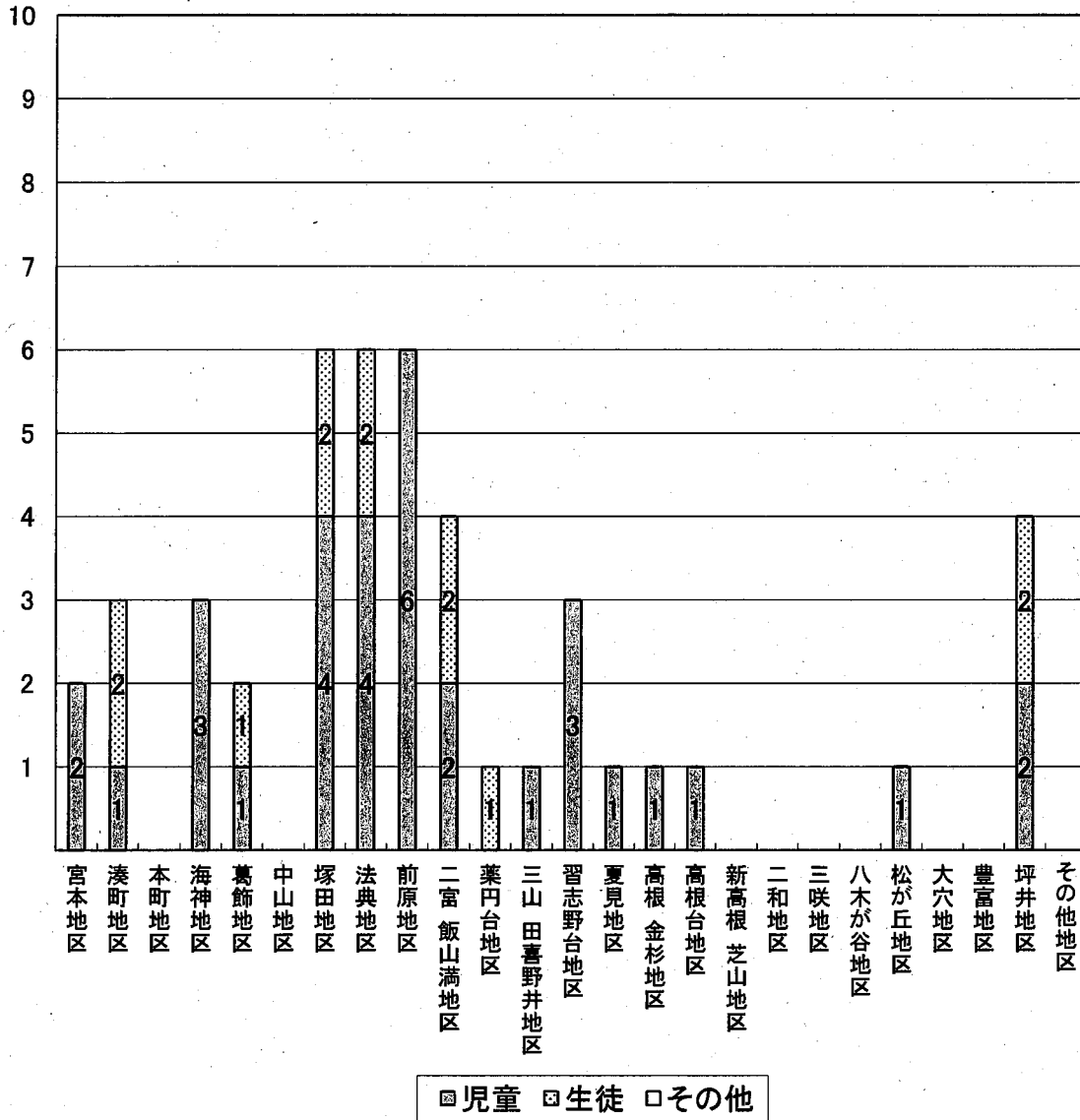


令和5年度 児童生徒に係わる不審者情報（行政ブロック別）



令和5年度 児童生徒に係わる不審者情報 (地区コミュニティ別)

件数

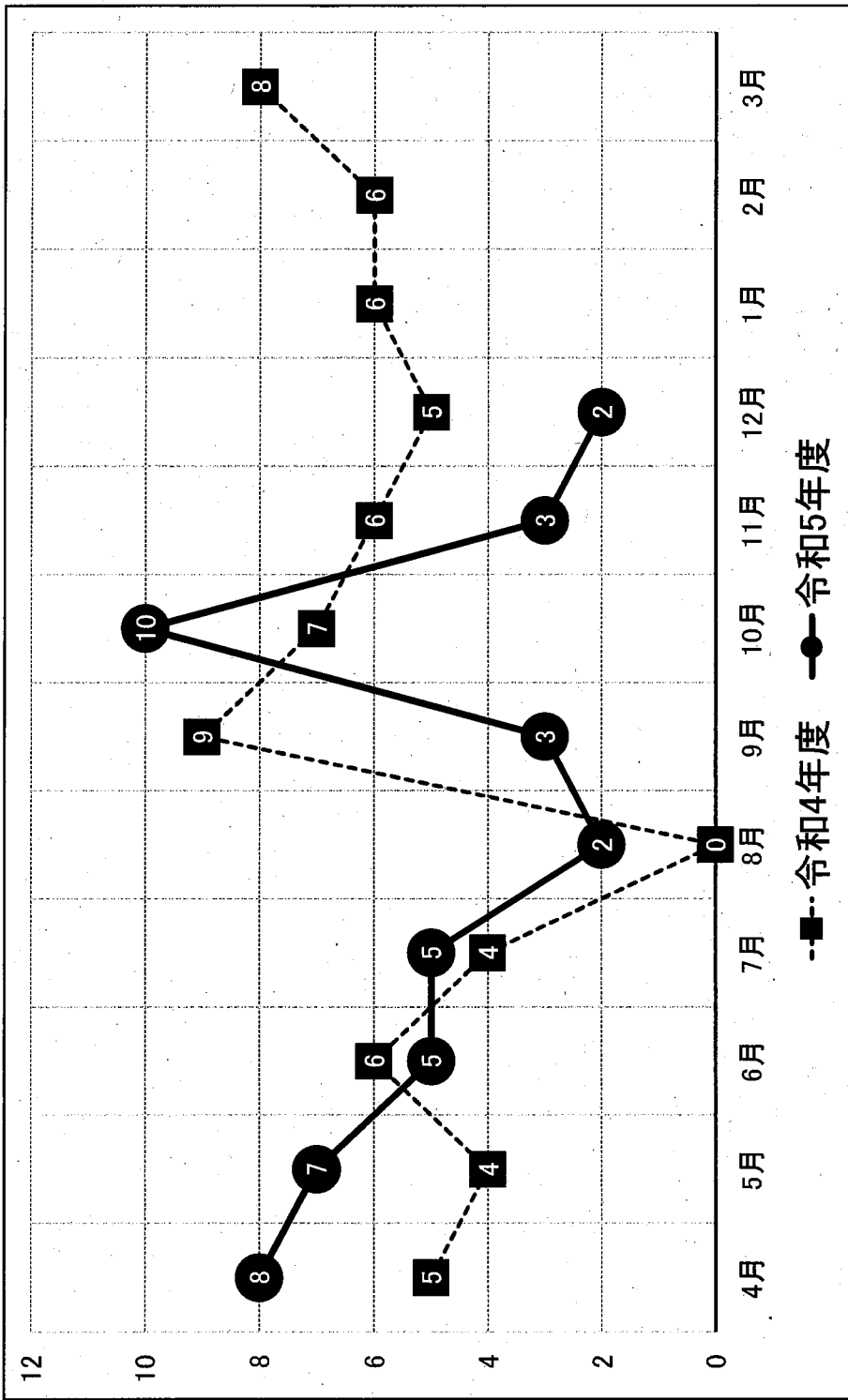


■ 児童 □ 生徒 □ その他

令和5年度 児童生徒に係る不審者情報件数 前年度比較表

資料作成時点 各年度の集計	R5.12.31 12月分まで
------------------	--------------------

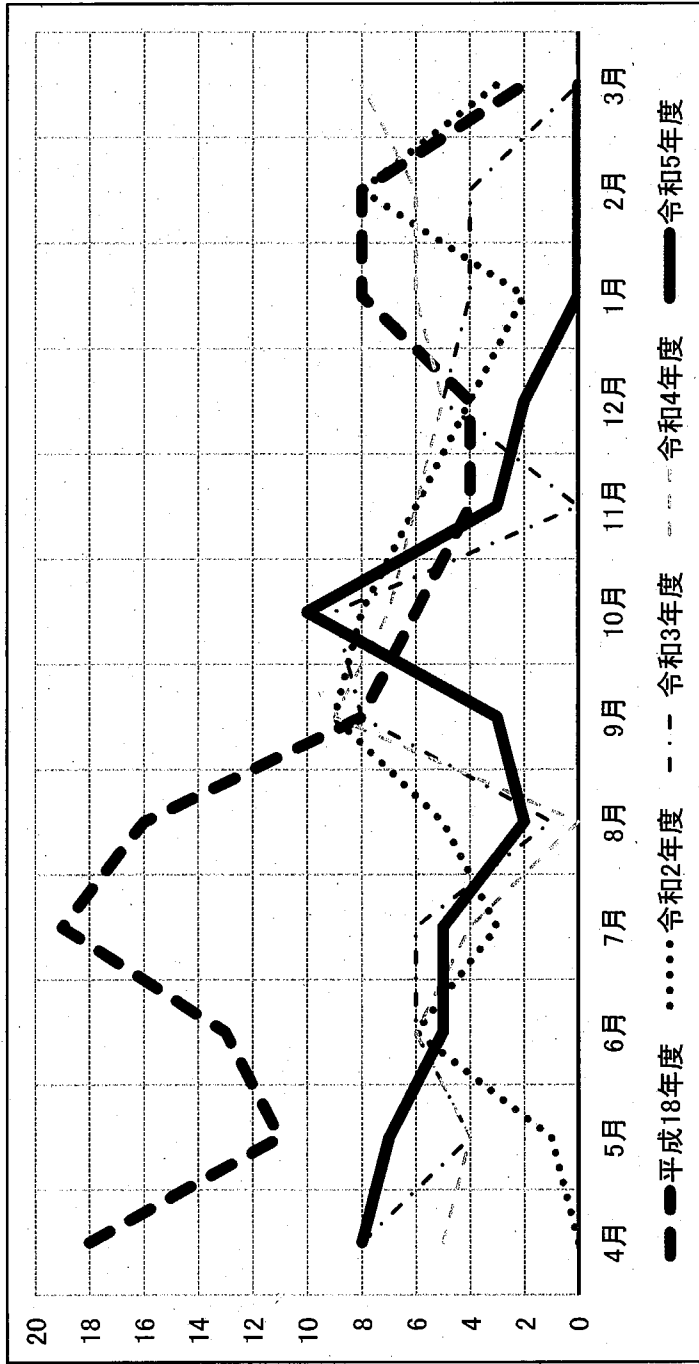
件数	令和4年度	令和5年度
4月	5	8
5月	4	7
6月	6	5
7月	4	5
8月	0	2
9月	9	3
10月	7	10
11月	6	3
12月	5	2
1月	6	
2月	6	
3月	8	
合計	66	45



令和5年度 児童生徒に係る不審者情報件数 年度比較表 (月別)

資料作成時点 R5.12.31
各年度の集計 3月分まで

件数	平成18年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度比	
						割合	度数
4月	18	0	8	5	8	17.8%	+3
5月	11	1	4	4	7	15.6%	+3
6月	13	6	6	6	5	11.1%	-1
7月	19	3	6	4	5	11.1%	+1
8月	16	5	1	0	2	4.4%	+2
9月	8	9	8	9	3	6.7%	-6
10月	6	8	9	7	10	22.2%	+3
11月	4	6	0	6	3	6.7%	-3
12月	4	4	5	5	2	4.4%	-3
1月	8	2	4	6	0	0.0%	-6
2月	8	8	4	6	0	0.0%	-6
3月	2	3	0	8	0	0.0%	-8
合計	117	55	55	66	45	100%	-21



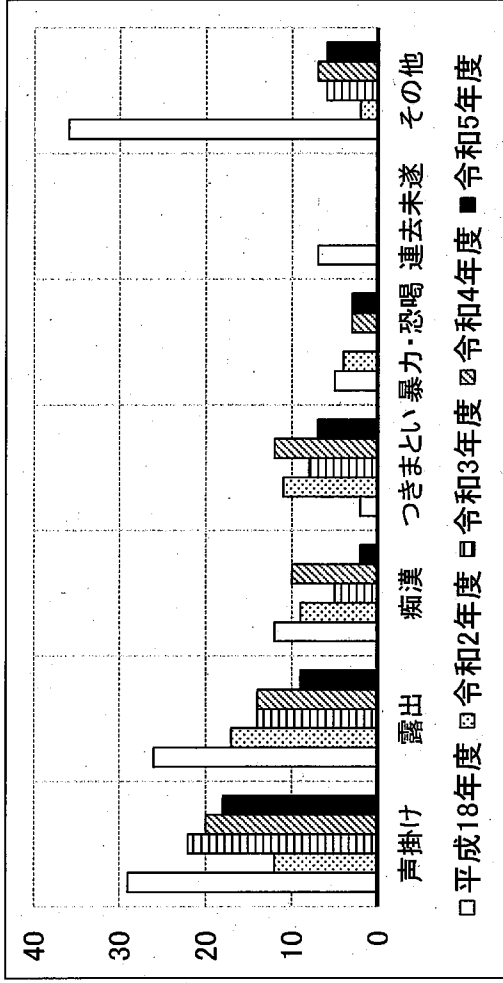
※平成31年度分は令和元年度に含めています。

※端数処理の関係で割合の合計が100%にならない場合があります。

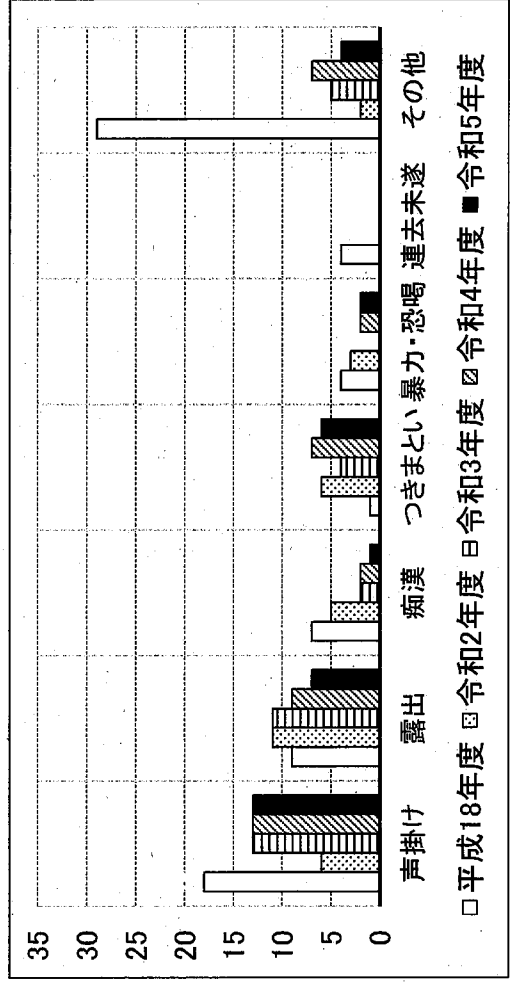
令和5年度 児童生徒に係る不審者情報件数 年度比較表 (被害状況別)

資料作成時点 R5.12.31
令和5年度の集計 3月分まで

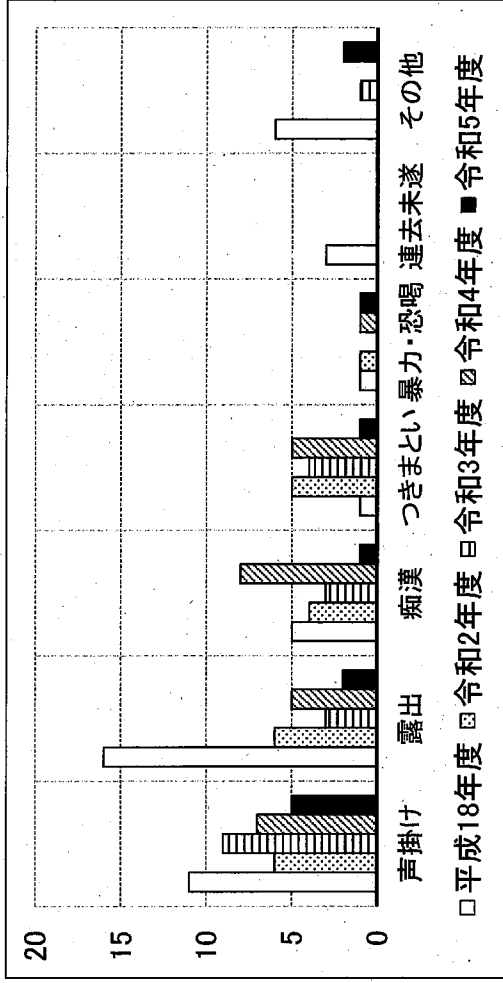
全体	平成18年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	割合	
						割合	年年度比
声掛け	29	12	22	20	18	40.0%	-2
露出	26	17	14	14	9	20.0%	-5
痴漢	12	9	5	10	2	4.4%	-8
つきまとい	2	11	8	12	7	15.6%	-5
暴力・恐喝	5	4	0	3	3	6.7%	0
連去未遂	7	0	0	0	0	0.0%	0
その他	36	2	6	7	6	13.3%	-1
合計	117	55	55	66	45	100.0%	-21



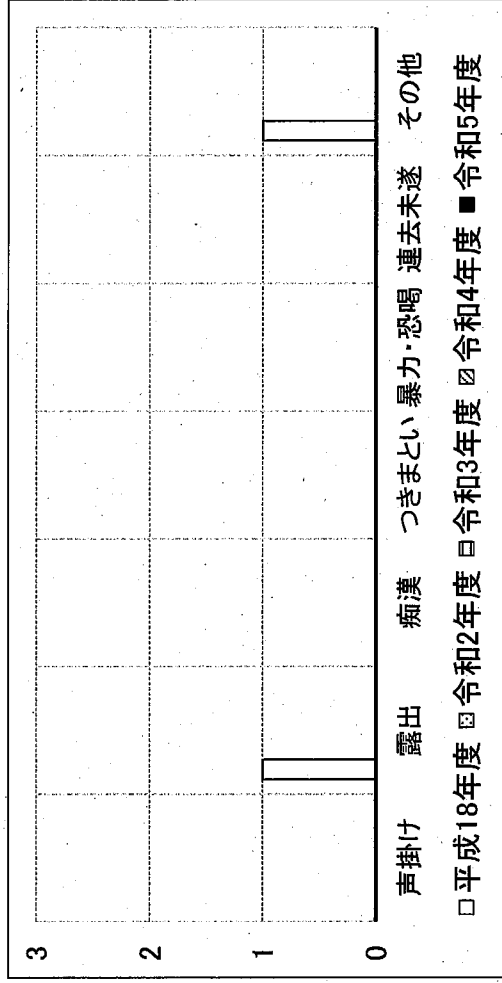
小学校	平成18年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	割合	
						割合	年年度比
声掛け	18	6	13	13	13	39.4%	0
露出	9	11	11	9	7	21.2%	-2
痴漢	7	5	2	2	1	3.0%	-1
つきまとい	1	6	4	7	6	18.2%	-1
暴力・恐喝	4	3	0	2	2	6.1%	0
連去未遂	4	0	0	0	0	0.0%	0
その他	29	2	5	7	4	12.1%	-3
合計	72	33	35	40	33	100.0%	-7



中学校	平成18年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	
						割合	年々度比
声掛け	11	6	9	7	5	41.7%	-2
露出	16	6	3	5	2	16.7%	-3
痴漢	5	4	3	8	1	8.3%	-7
つきまとい	1	5	4	5	1	8.3%	-4
暴力・恐喝	1	1	0	1	1	8.3%	0
連去未遂	3	0	0	0	0	0.0%	0
その他	6	0	1	0	2	16.7%	+2
合計	43	22	20	26	12	100.0%	-14



その他	平成18年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	
						割合	年々度比
声掛け	0	0	0	0	0	-	0
露出	1	0	0	0	0	-	0
痴漢	0	0	0	0	0	-	0
つきまとい	0	0	0	0	0	-	0
暴力・恐喝	0	0	0	0	0	-	0
連去未遂	0	0	0	0	0	-	0
その他	1	0	0	0	0	-	0
合計	2	0	0	0	0	0.0%	0

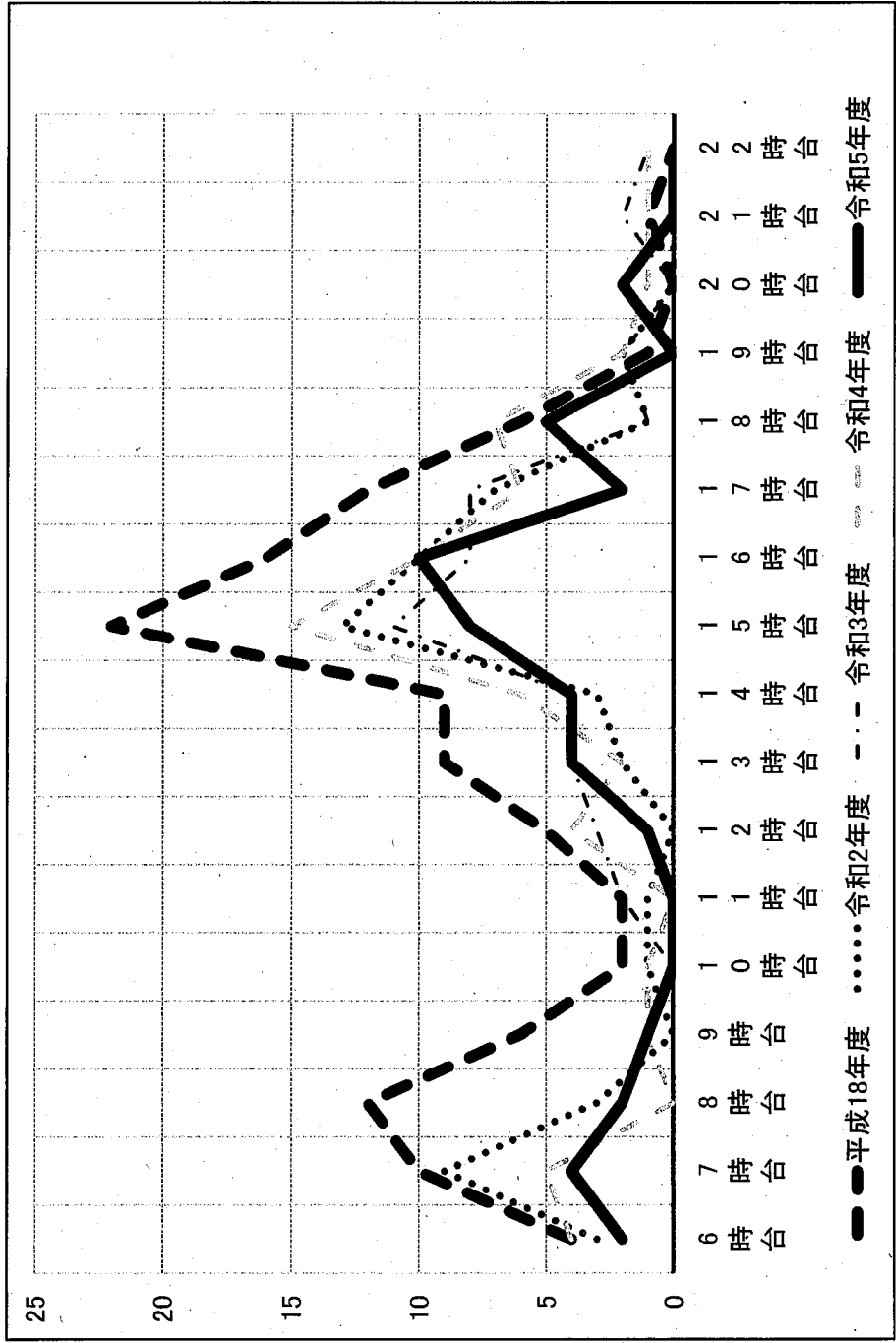


※平成31年度分は令和元年度に含めています。
 ※端数処理の関係で割合の合計が100%にならない場合があります。

令和5年度 児童生徒に係る不審者情報件数 年度比較表 (時間帯別)

資料作成時点 R5.12.31
令和5年度の集計 3月分まで

時間帯	平成18年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度比	
						割合	前年度比
6時台	4	3	2	4	2	4.4%	-2
7時台	10	9	4	5	4	8.9%	-1
8時台	12	3	2	0	2	4.4%	+2
9時台	6	0	1	1	1	2.2%	0
10時台	2	1	0	1	0	0.0%	-1
11時台	2	1	2	0	0	0.0%	0
12時台	5	0	3	4	1	2.2%	-3
13時台	9	2	4	2	4	8.9%	+2
14時台	9	3	4	6	4	8.9%	-2
15時台	22	13	11	15	8	17.8%	-7
16時台	16	10	8	10	10	22.2%	0
17時台	12	7	8	6	2	4.4%	-4
18時台	6	1	1	7	5	11.1%	-2
19時台	1	2	2	2	0	0.0%	-2
20時台	0	0	0	1	2	4.4%	+1
21時台	1	0	2	1	0	0.0%	-1
22時台	0	0	1	1	0	0.0%	-1
合計	117	55	55	66	45	100%	-21



※平成31年度分は令和元年度に含めています。
 ※端数処理の関係で割合の合計が100%にならない場合があります。

令和5年度 行政ブロック別不審者情報集計

資料作成時点 R5.12.31

地区	件数割合	項目	小学校	中学校	その他	合計
5行政ブロック合計	100%	学校数	55	26	-	81
		児童生徒数	32,105	15,368	-	47,473
		スクールガード人数	-	-	-	4,456
		不審者情報件数	33	12	0	45

地区	件数割合	項目	小学校	中学校	その他	合計
西部地区	31.1%	学校数	10	4	-	14
		児童生徒数	7,874	3,440	-	11,314
		スクールガード人数	-	-	-	499
		不審者情報件数	9	5	0	14

地区	件数割合	項目	小学校	中学校	その他	合計
北部地区	11.1%	学校数	11	6	-	17
		児童生徒数	5,447	2,205	-	7,652
		スクールガード人数	-	-	-	627
		不審者情報件数	3	2	0	5



地区	件数割合	項目	小学校	中学校	その他	合計
南部地区	17.8%	学校数	10	4	-	14
		児童生徒数	6,126	2,543	-	8,669
		スクールガード人数	-	-	-	988
		不審者情報件数	6	2	0	8

地区	件数割合	項目	小学校	中学校	その他	合計
東部地区	33.3%	学校数	14	7	-	21
		児童生徒数	8,327	4,059	-	12,386
		スクールガード人数	-	-	-	924
		不審者情報件数	12	3	0	15

地区	件数割合	項目	小学校	中学校	その他	合計
中部地区	6.7%	学校数	10	5	-	15
		児童生徒数	4,331	3,121	-	7,452
		スクールガード人数	-	-	-	1,362
		不審者情報件数	3	0	0	3

地区	件数割合	項目	小学校	中学校	その他	合計
その他地区	0.0%	スクールガード人数	-	-	-	56
		不審者情報件数	0	0	0	0

※児童生徒数は教育要覧の数字を使用しています。
 ※端数の関係で各地区の件数割合合計が100%にならない場合があります。
 ※声掛け事案等については、善良な市民が道を尋ねるつもりで声をかけたが、子供が恐怖を覚えて事案となったものなど、悪意のないものや、被害者の主観によるものも含まれています。
 ※各地区の不審者情報件数は、不審者に遭遇した場所の所在する地区で集計しています。そのため、当該地区外の学校の児童生徒が被害に遭った場合も含まれます。

令和5年度 地区別不審者情報件数 南部地区

不審者情報件数

発生状況	小学校		中学校	その他	合計		スクールガード人数
	管理下内	管理下外			割合	児童数	
管理下内	5	1	1		6	75.0%	988
管理下外	1	1			2	25.0%	
合計	6	2	2	0	8	100.0%	

①曜日別

	R2	R3	R4	R5
月	1	1	2	1
火	3	0	2	1
水	2	0	0	3
木	1	4	1	3
金	4	1	2	0
土	2	0	0	0
日	0	0	0	0
合計	13	6	7	8

③被害場所別

	R2	R3	R4	R5
自宅	0	0	0	0
路上	12	6	7	5
公園	1	0	0	2
駐車場	0	0	0	0
その他	0	0	0	1
合計	13	6	7	8

②時間帯別

	R2	R3	R4	R5
6時台	1	0	2	0
7時台	5	1	0	0
8時台	1	0	0	1
9時台	0	1	0	0
10時台	0	0	0	0
11時台	1	0	0	0
12時台	0	0	0	0
13時台	1	0	0	0
14時台	0	2	0	1
15時台	1	1	0	4
16時台	2	0	1	2
17時台	1	1	2	0
18時台	0	0	1	0
19時台	0	0	0	0
20時台	0	0	1	0
21時台	0	0	0	0
22時台	0	0	0	0
合計	13	6	7	8

参考：児童生徒数

	R2	R3	R4	R5
児童数	7,164	6,545	6,327	6,126
生徒数	2,361	2,474	2,634	2,543
合計	9,525	9,019	8,961	8,669

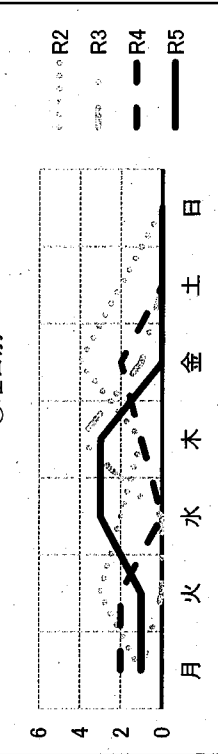
参考：地区別人口・世帯数・面積(ha)

人口	世帯数	面積
121,605	65,036	1,544.3

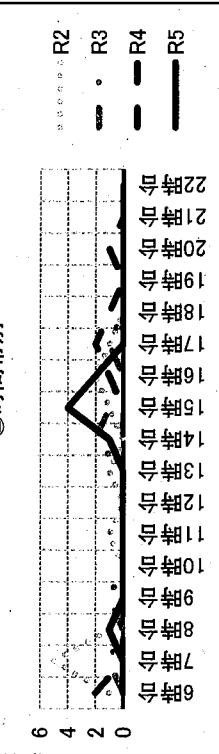
※「船橋市の概要」から抜粋

※令和5年度は12月末までの件数です。
※平成31年度は令和元年度に含めています。

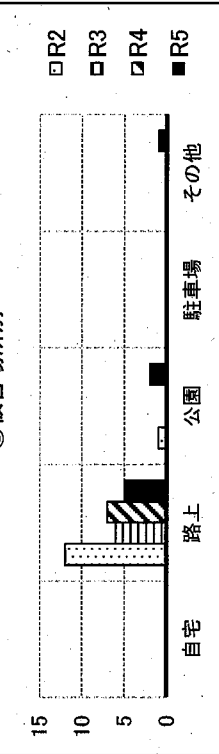
①曜日別



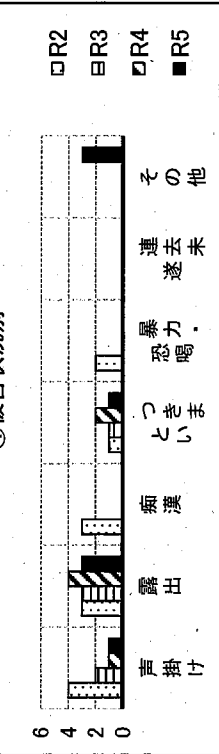
②時間帯別



③被害場所別



④被害状況別



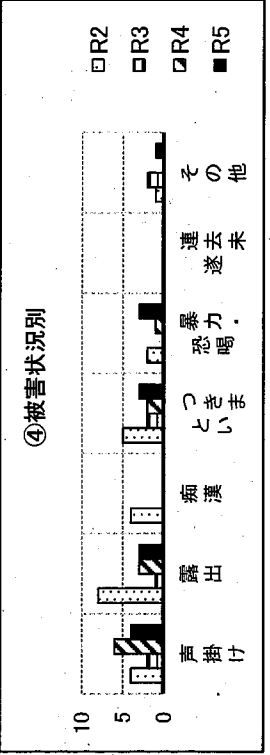
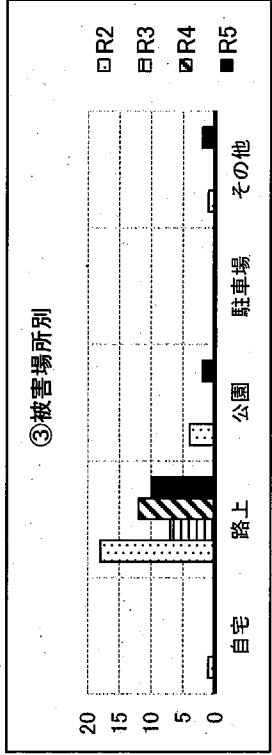
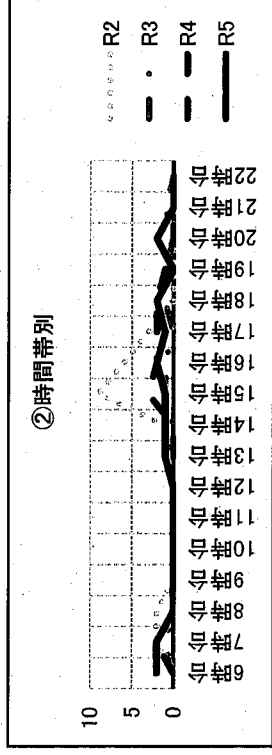
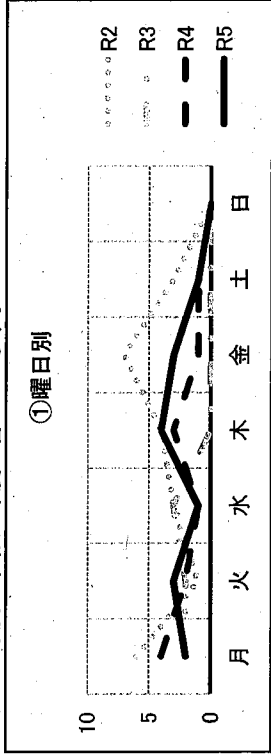
令和5年度 地区別不審者情報件数 西部地区

不審者情報件数

発生状況	小学校		中学校	その他	合計	割合	
	小学生	児童数				児童数	割合
管理下内	4	3			7	50.0%	
管理下外	5	2			7	50.0%	
合計	9	5	0		14	100.0%	

児童数	生徒数	スクールガード人数
7,874	3,440	499

※令和5年度は12月までの件数です。
※平成31年度は令和元年度に含めています。



③被害場所別

	R2	R3	R4	R5
自宅	1	0	0	0
路上	18	7	12	10
公園	4	0	0	2
駐車場	0	0	0	0
その他	1	0	0	2
合計	24	7	12	14

④被害状況別

	R2	R3	R4	R5
声掛け	4	2	6	4
露出	8	1	3	3
痴漢	4	0	0	0
つきまとい	5	2	2	3
暴力・恐喝	2	0	1	3
連去未遂	0	0	0	0
その他	1	2	0	1
合計	24	7	12	14

①曜日別

	R2	R3	R4	R5
月	6	2	4	2
火	1	2	2	3
水	3	3	1	1
木	4	0	3	4
金	7	0	1	3
土	3	0	1	1
日	0	0	0	0
合計	24	7	12	14

②時間帯別

	R2	R3	R4	R5
6時台	0	0	0	2
7時台	2	1	2	2
8時台	2	0	0	0
9時台	0	0	0	0
10時台	0	0	0	0
11時台	0	0	0	0
12時台	0	0	0	0
13時台	1	1	0	1
14時台	1	0	0	1
15時台	9	1	3	1
16時台	6	1	2	2
17時台	3	0	2	1
18時台	0	1	2	2
19時台	0	1	1	0
20時台	0	0	0	2
21時台	0	1	0	0
22時台	0	0	0	0
合計	24	7	12	14

参考:児童生徒数

	R2	R3	R4	R5
児童数	7,293	7,970	8,050	7,874
生徒数	3,419	3,549	3,552	3,440
合計	10,712	11,519	11,602	11,314

参考:地区別人口・世帯数・面積(ha)

人口	世帯数	面積
160,843	77,837	1,514.5

※「船橋市の概要」から抜粋

令和5年度 地区別不審者情報件数 東部地区

不審者情報件数

発生状況	小学校		中学校	その他	合計	割合	
	小学生	児童数				割合	割合
管理下内	6	3			9	60.0%	
管理下外	6				6	40.0%	
合計	12	3	0	0	15	100.0%	924

①曜日別

	R2	R3	R4	R5
月	1	3	4	5
火	1	2	4	2
水	3	2	3	3
木	2	4	7	2
金	2	7	3	1
土	0	1	1	1
日	0	1	2	1
合計	9	20	23	15

③被害場所別

	R2	R3	R4	R5
自宅	0	0	1	0
路上	8	15	20	10
公園	1	3	2	2
駐車場	0	0	0	1
その他	0	2	0	2
合計	9	20	23	15

②時間帯別

	R2	R3	R4	R5
6時台	0	2	2	0
7時台	1	0	1	2
8時台	0	1	0	1
9時台	0	0	0	1
10時台	0	0	0	0
11時台	0	0	0	0
12時台	0	2	1	1
13時台	0	2	1	3
14時台	1	1	5	1
15時台	2	3	5	2
16時台	1	4	2	2
17時台	2	4	2	1
18時台	1	0	3	1
19時台	1	0	0	0
20時台	0	0	0	0
21時台	0	0	0	0
22時台	0	1	1	0
合計	9	20	23	15

参考：児童生徒数

	R2	R3	R4	R5
児童数	8,784	8,809	8,665	8,327
生徒数	3,987	4,153	4,107	4,059
合計	12,771	12,962	12,772	12,386

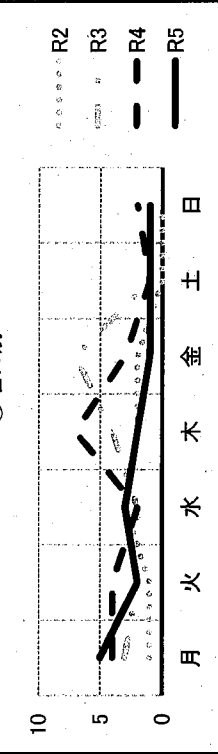
参考：地区別人口・世帯数・面積

人口	世帯数	面積
172,490	84,631	1,616.7

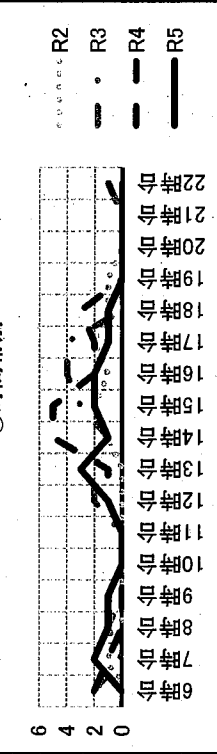
※「船橋市の概要」から抜粋

※令和5年度は12月までの件数です。
※平成31年度は令和元年度に含めています。

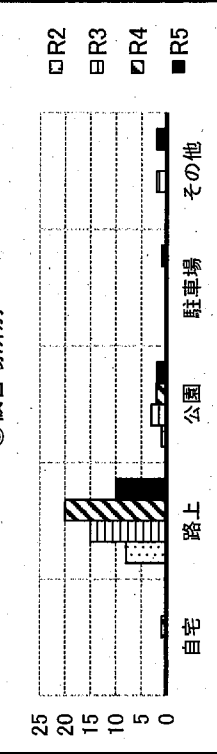
①曜日別



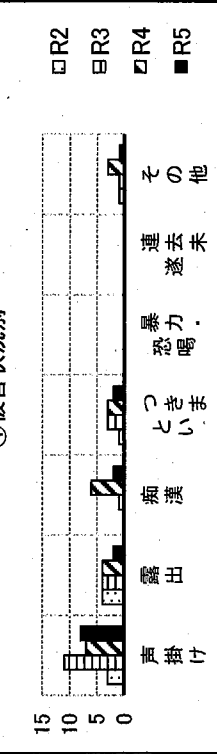
②時間帯別



③被害場所別



④被害状況別

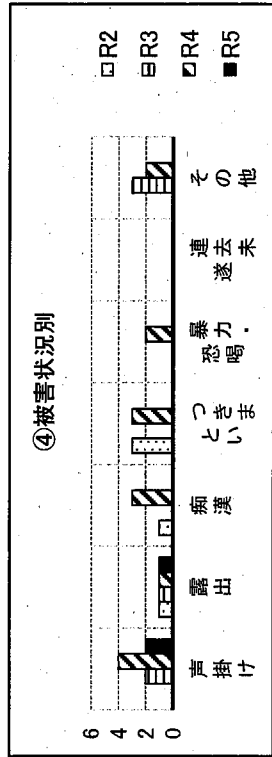
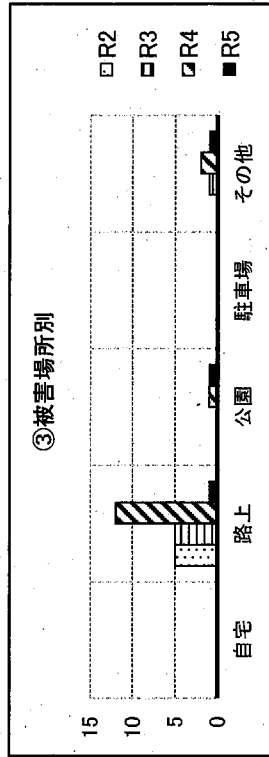
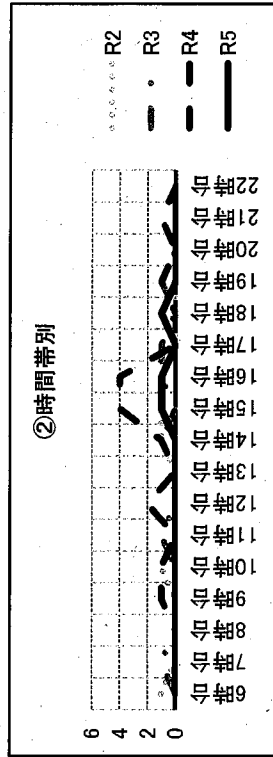
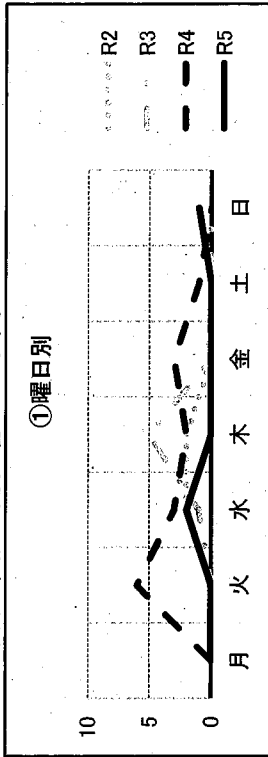


令和5年度 地区別不審者情報件数 中部地区

不審者情報件数

発生状況	小学校		中学校	その他	合計		割合	児童数	生徒数	スクールカ-ト人数
	管理下内	管理下外			1	2				
合計	3	0	0	0	3	3	100.0%	4,331	3,121	1,362

※令和5年度は12月末までの件数です。
※平成31年度は令和元年度に含めています。



③被害場所別

	R2	R3	R4	R5
自宅	0	0	0	0
路上	5	5	12	1
公園	0	0	1	1
駐車場	0	0	0	0
その他	0	1	2	1
合計	5	6	15	3

④被害状況別

	R2	R3	R4	R5
声掛け	0	2	4	2
露出	1	1	1	1
痴漢	1	0	3	0
つきまとい	3	0	3	0
暴力・恐喝	0	0	2	0
連去未遂	0	0	0	0
その他	0	3	2	0
合計	5	6	15	3

①曜日別

	R2	R3	R4	R5
月	0	0	0	0
火	0	0	6	0
水	2	1	3	2
木	2	5	2	0
金	0	0	3	0
土	0	0	1	0
日	1	0	0	1
合計	5	6	15	3

②時間帯別

	R2	R3	R4	R5
6時台	1	0	0	0
7時台	0	1	0	0
8時台	0	0	0	0
9時台	0	0	1	0
10時台	1	0	1	0
11時台	0	1	0	0
12時台	0	0	2	0
13時台	0	0	0	0
14時台	1	1	1	0
15時台	1	0	4	1
16時台	1	1	4	1
17時台	0	1	0	0
18時台	0	0	0	1
19時台	0	1	1	0
20時台	0	0	0	0
21時台	0	0	1	0
22時台	0	0	0	0
合計	5	6	15	3

参考:児童生徒数

	R2	R3	R4	R5
児童数	4,315	4,473	4,481	4,331
生徒数	2,894	3,015	3,090	3,121
合計	7,209	7,488	7,571	7,452

参考:地区別人口・世帯数・面積(ha)

人口	世帯数	面積
83,373	40,416	1,092.1

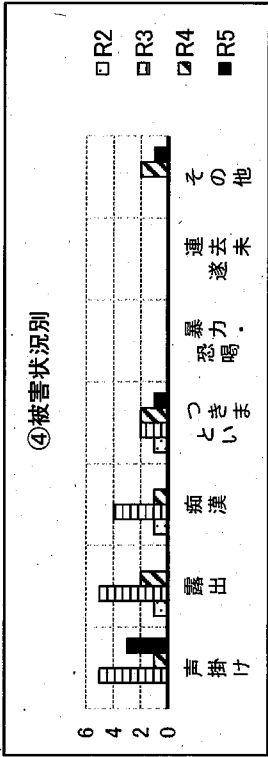
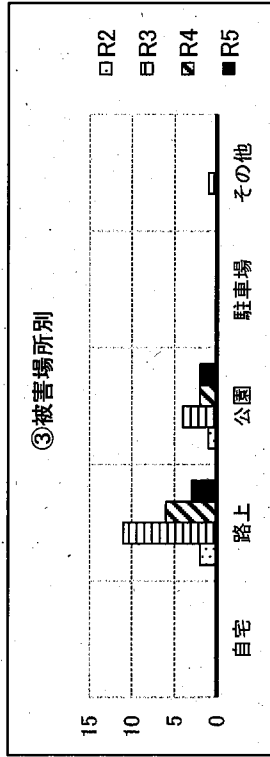
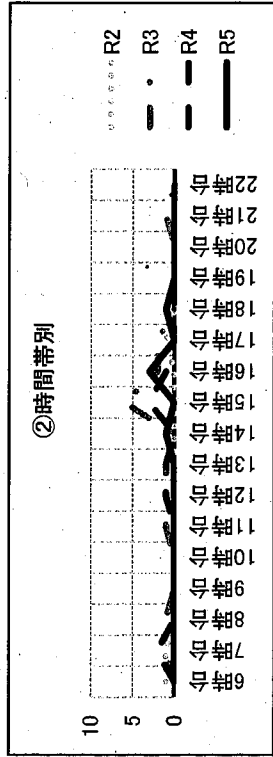
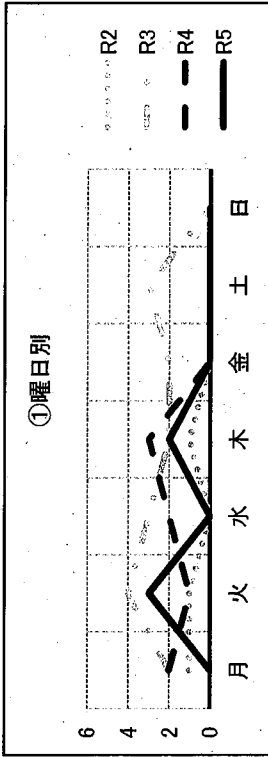
※「船橋市の概要」から抜粋

令和5年度 地区別不審者情報件数 北部地区

不審者情報件数

発生状況	小学校		中学校	その他	合計	割合		児童数	生徒数	スクールガード人数
	管理下内	管理下外				割合	割合			
管理下内	1	2	2		3	60.0%		5,447	2,205	627
管理下外	2				2	40.0%				
合計	3	2	2	0	5	100.0%				

※令和5年度は12月末までの件数です。
※平成31年度は令和元年度に含めています。



③被害場所別

	R2	R3	R4	R5
自宅	0	0	0	0
路上	2	11	6	3
公園	1	4	2	2
駐車場	0	0	0	0
その他	0	1	0	0
合計	3	16	8	5

④被害状況別

	R2	R3	R4	R5
声掛け	0	5	1	3
露出	1	5	2	0
痴漢	1	4	1	0
つきまとい	1	2	2	1
暴力・恐喝	0	0	0	0
連去未遂	0	0	0	0
その他	0	0	2	1
合計	3	16	8	5

①曜日別

	R2	R3	R4	R5
月	1	2	2	0
火	1	4	1	3
水	0	3	2	0
木	1	2	3	2
金	0	2	0	0
土	0	3	0	0
日	0	0	0	0
合計	3	16	8	5

②時間帯別

	R2	R3	R4	R5
6時台	1	0	0	0
7時台	1	1	2	0
8時台	0	1	0	0
9時台	0	0	0	0
10時台	0	0	0	0
11時台	0	1	0	0
12時台	0	1	1	0
13時台	0	1	1	0
14時台	0	0	0	1
15時台	0	6	3	0
16時台	0	2	1	3
17時台	1	2	0	0
18時台	0	0	0	1
19時台	0	0	0	0
20時台	0	0	0	0
21時台	0	1	0	0
22時台	0	0	0	0
合計	3	16	8	5

参考:児童生徒数

	R2	R3	R4	R5
児童数	4,315	5,677	5,652	5,447
生徒数	2,894	2,347	2,257	2,205
合計	7,209	8,024	7,909	7,652

参考:地区別人口・世帯数・面積(ha)

人口	世帯数	面積
109,286	49,421	2,794.4

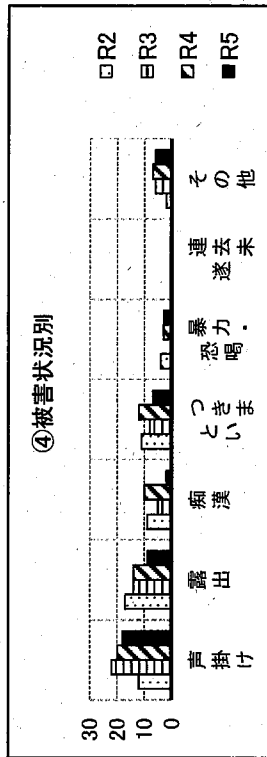
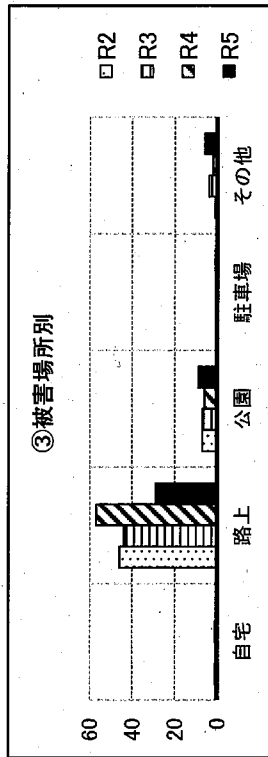
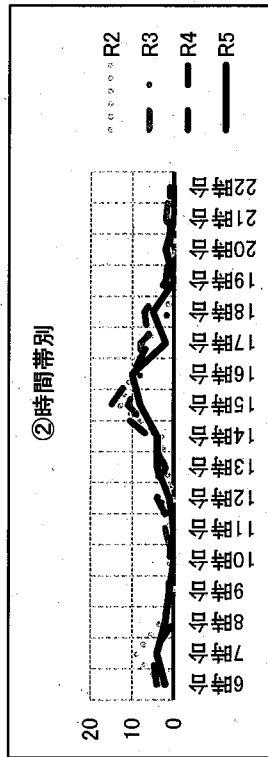
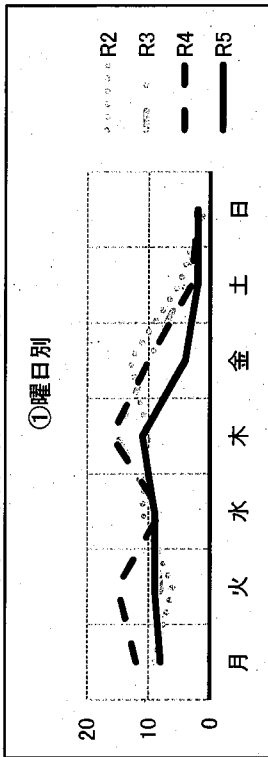
※「船橋市の概要」から抜粋

令和5年度 地区別不審者情報件数 全地区合計

不審者情報件数

発生状況	小学校	中学校	その他	割合		児童数	生徒数	スクールガイド人数
				合計	割合			
管理下内	17	9		26	57.8%			
管理下外	16	3		19	42.2%			
合計	33	12	0	45	100.0%	32,105	15,368	4,456

※令和5年度は12月末までの件数です。
※平成31年度は令和元年度に含めています。



③被害場所別

	R2	R3	R4	R5
自宅	1	0	1	0
路上	46	44	57	29
公園	7	7	6	9
駐車場	0	0	0	1
その他	1	4	2	6
合計	55	55	66	45

④被害状況別

	R2	R3	R4	R5
声掛け	12	22	20	18
露出	17	14	14	9
痴漢	9	5	10	2
つきまとい	11	8	12	7
暴力・恐喝	4	0	3	3
連去未遂	0	0	0	0
その他	2	6	7	6
合計	55	55	66	45

参考:児童生徒数

	R2	R3	R4	R5
児童数	31,871	33,474	33,175	32,105
生徒数	15,555	15,538	15,640	15,368
合計	47,426	49,012	48,815	47,473

参考:地区別人口・世帯数・面積(ha)

人口	世帯数	面積
647,597	317,341	8,562.0

※「船橋市の概要」から抜粋

①曜日別

	R2	R3	R4	R5
月	9	8	12	8
火	6	8	15	9
水	11	9	8	9
木	10	15	16	11
金	13	10	10	4
土	5	4	3	2
日	1	1	2	2
合計	55	55	66	45

②時間帯別

	R2	R3	R4	R5
6時台	3	2	4	2
7時台	9	4	5	4
8時台	3	2	0	2
9時台	0	1	1	1
10時台	1	0	1	0
11時台	1	2	0	0
12時台	0	3	4	1
13時台	2	4	2	4
14時台	3	4	6	4
15時台	13	11	15	8
16時台	10	8	10	10
17時台	7	8	6	2
18時台	1	1	7	5
19時台	2	2	2	0
20時台	0	0	1	2
21時台	0	2	1	0
22時台	0	1	1	0
合計	55	55	66	45

スクールガードを増やすための取組について

船橋市では平成18年度から児童生徒の不審者被害の抑止を目的として、登下校時の見守り活動ボランティア「スクールガード」事業を進めてまいりました。

船橋市教育委員会に寄せられた不審者被害の件数は、事業実施前から比べると減少していますが、近年では年間60件程度と下げ止まりの傾向にあります。

スクールガードの登録者数は減少傾向にあります。明確な原因は不明ですが、スクールガードの方々の高齢化等が影響していると考えられます。

さらなる防犯体制の強化を目指すべく、令和4年度に「保護者による子供見守りボランティア『スクールガード』を募集しています！」を小学生の保護者に配付し、スクールガードの募集をいたしました。令和5年度においても、12月から1月にかけて同様の取組を行っているところです。

なお、令和5年度に包括連携協定を結んだ「明治安田生命保険相互会社」に、社会貢献活動の一環として、11月1日から、スクールガードの腕章を身に付け、営業活動等を行いながら市内の児童・生徒の見守りを行っていただいております。

令和6年度以降も引き続き「子供たちを見守る地域の目」が増え、不審者被害の抑止につながるよう、さまざまな機会を捉えて、スクールガードを増やすための取組を進めてまいります。

年度	不審者情報 件数	スクールガード 登録者数	集計時点
令和元年度	53件	5,472人	令和2年3月末
令和2年度	55件	4,648人	令和3年3月末
令和3年度	55件	3,830人	令和4年3月末
令和4年度	66件	4,029人	令和5年3月末
令和5年度	45件	4,456人	令和5年12月末

保護者各位

船橋市教育委員会保健体育課長

保護者による子供見守りボランティア「スクールガード」を募集しています！

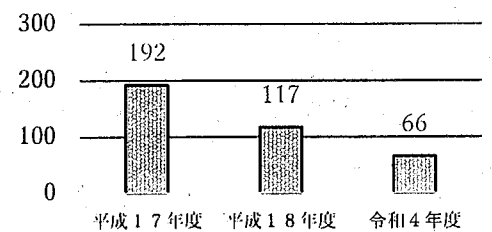
日頃から本市の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

船橋市では平成18年度から不審者被害の抑止を目的とした登下校時の見守り活動ボランティア「スクールガード」事業を進めて参りました。

右図は船橋市教育委員会に寄せられた不審者被害の件数です。スクールガード事業実施前から比べると、減少していますが、近年では年間60件程度と下げ止まりの傾向にありますので、更なる防犯体制の強化を目指すべく、下記のとおりスクールガードの募集を行います。

現在スクールガードの活動をされていない方は、この機会にぜひご検討をお願いいたします。

船橋市教育委員会に寄せられた
不審者情報の推移



記

- 1 目的 子供たちを見守ることによる不審者被害の抑止
- 2 活動内容 原則として子供たちの登下校時間（7時～8時前後、午後2時～4時前後）に合わせて、10分から30分程度、通学路や自宅近くの公園などで見守り活動をお願いします。※活動例は右に記載してあります。
※週に1回や月に1回の活動でも構いません。
- 3 申込方法 切り取り線以下の必要事項を記入して学校に提出し、学校から腕章と帽子の貸与を受けて申込みが完了となります。
※活動中は貸与された帽子か腕章のどちらかは見える場所に着用してください。
- 4 その他
 - ・ スクールガードには自動車を停止させる等の権限がありませんので、行わないようにしてください。
 - ・ 活動はボランティアですので決して無理をせず、できる範囲で継続的な活動をお願いします。
 - ・ 活動中の事故は船橋市が加入している船橋市市民活動総合補償制度で補償されます。補償の対象となる事故が起きたら、活動している小学校まで、ご連絡ください。
 - ・ 活動をやめるときには、申込みをした小学校にご連絡ください。
 - ・ 詳しい内容につきましてはQRコードをご確認ください。
- 5 問合せ先 船橋市教育委員会 保健体育課 児童・生徒防犯安全対策室
電話 047-436-2876



スクールガード活動例

- ・活動は定期的でなくても構いません。できるときにできる範囲で構いません。
- ・様々な場面で活動しながら見守りをしていただくだけでも構いません。
- ・例年午後3時台から午後5時台に多く児童生徒に係る不審者情報が寄せられています。



多くのスクールガードの「目」があるだけでも不審者被害の抑止効果があります。

切り取り

記入日 令和__年__月__日

スクールガード申込書

申込先小学校 _____ 児童氏名 _____

申込者氏名 _____ 電話番号 _____

住 所 _____

活動の頻度（見込み）※おおよそで構いませんのでいずれか一つにチェック☑してください。

- A：ほとんど毎日（週3日以上）
- B：ときどき（週2日程度）
- C：たまに（週1日程度）
- D：その他（ABC以外）

※申込書は令和6年〇月〇日までに各担任までご提出ください。

令和5年度の児童生徒に係る防犯関係事業について

1 児童生徒自身の防犯対策及び防犯教育

- ・防犯ブザー配付（就学する前の児童を対象に配付）
- ・防犯教育用冊子「ふなっこのぼうはん」配付
（小学校2年生用。小学校1年生の春休み前に配付）



2 児童生徒の登下校時の防犯活動「スクールガード」事業の実施

令和5年度は熱中症対策として首に巻く保冷剤を配付予定

3 防犯活動支援体制の整備

スクールガード・リーダーの委嘱（教職員OB 11人）

4 児童生徒に係る不審者情報の把握と提供

学校からの不審者情報を近隣校又は全校及び関係機関に情報提供

5 学校防犯カメラの設置

児童生徒及び教職員の安全を確保するため、学校の校門などに防犯カメラを設置（※）。

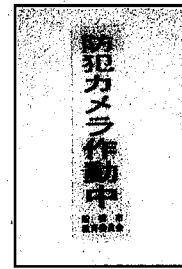
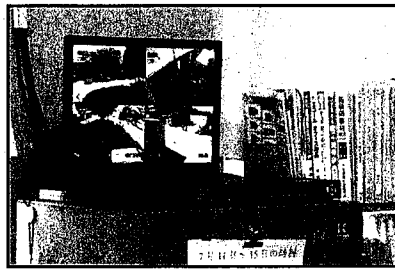
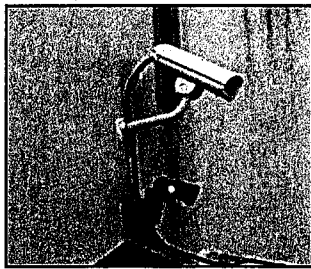
24時間撮影録画することで、不審者による学校敷地内や施設への侵入を抑止する。

設置校 市立の小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校（全84校）

稼働開始日 平成23年9月1日（令和5年度に一斉更新）

設置内容 防犯カメラ（1校当たり原則4台）、夜間センサーライト、モニター、デジタルレコーダー、「防犯カメラ作動中」表示パネル

※船橋小学校、塚田南小学校はそれぞれ建て替え時、建設時に施設課にて設置



6 通学路防犯カメラの設置

町会自治会に属さない通学路で、防犯カメラが必要な通学路に設置。通学路を撮影録画することにより、犯罪の発生を抑止し、安全を確保する。

設置箇所	設置年月日	設置台数
高根小学校通学路	令和元年9月1日	2台
小栗原小学校通学路	令和2年9月1日	1台

7 その他

平成26年2月1日から危機管理課にて、防災行政無線による「子供たちに帰宅を促す放送」を実施。

放送時間 夏季（4月1日～9月30日）午後5時30分

チャイム 午後6時00分

冬季（10月1日～3月31日）午後4時30分

チャイム 午後5時00分

メロディ 童謡「七つの子」

放送文 「こちらは船橋市役所です。5時30分（※）になりました。子供たちは、気を付けておうちに帰りましょう。地域の皆さん、子供たちの見守りをお願いします。」

※冬季は4時30分